

令和7年度 事業計画

(令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日)

社会福祉法人 北見市社会福祉協議会

令和7年度北見市社会福祉協議会事業計画

はじめに

全国社会福祉協議会は、社協の最高規範といわれる「社会福祉協議会 基本要項」を昭和37年に策定、平成4年には「新・社会福祉協議会基本要項」として改定いたしました。基本要項には社協の活動原則、機能、事業などが規定されておりますが、平成4年の新基本要項策定後32年が経過、この間、わが国の社会経済情勢が大きく変化し、社会保障、社会福祉制度改革が行われ、市町村社協における職員数や予算規模の拡大とともに、地域福祉に係る政策化・施策化の進展により社協が果たすべき役割の重要性は益々高まっております。

こうした状況を踏まえ、全社協では新基本要項の改定版である「社会福祉協議会基本要項2025」の策定に着手し、本年3月末までに最終案を決定する見込みとなっております。

基本要項2025では、「住民主体の理念に立ち、住民や地域の関係者と“ともに生きる豊かな地域社会づくり、を進める」を基本理念とし、社会福祉法人、民生委員、ボランティアに加えて、企業や医療、教育、司法など福祉分野以外の関係機関、団体が新たな協働組織として明記されております。また、社協の活動原則については生活困窮者支援などの実践を踏まえ「個別支援と地域づくりの一体的展開の原則」が追加されたほか、「行政とのパートナーシップの原則」が位置付けられました。さらに社協の機能について新たに「総合相談支援」「権利擁護支援」「災害等非常時の支援」「地域福祉財源の確保・助成」が明記されております。

本会では、～ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり～を基本目標とする第4期地域福祉活動計画の推進事業に取り組んでおりますが、本年度、計画期間の最終年度を迎えるにあたり、推進事業に係る評価と検証を行い、第4期北見市地域福祉計画をはじめ関連計画との整合性を図るとともに、社協の最高規範である基本要項2025と現在の本会における取組を照らし合わせ、さらなる実践を高めるため、第5期地域福祉活動計画の策定に着手いたします。

一方、北見市では市税の伸び悩みや社会保障関係経費の増大、近年の急激な物価高騰や労務単価の上昇に伴い、公共施設の維持管理を含め市政運営に必要な歳出を賄うための財源確保が困難な状況に直面していることから、昨年11月、北見市財政健全化計画を策定し、令和7年度から大規模な歳出削減を実施することとしております。本会が市から財政支援を受けている各種事業についても一部廃止又は事業費の削減を余儀なくされ安定的な事業運営への影響が懸念されることから、令和7年度については可能な限り支出を抑制する方針で予算編成作業を進めてまいりました。

市の財政健全化計画アクションプランは令和9年度までの3ヶ年度を集中健全化期間と位置付けており、本会としても事務事業の実施にあたり、なお一層の経費節減と事業運営の効率化を図る必要がありますが、利用者に対しては著しいサービス低下を招かないよう北見市との協議を継続し、最大限の配慮を行うとともに、経営基盤の強化を図るため、自主財源の確保について引き続き調査研究してまいります。

また、昨年度、介護保険事業のうち訪問介護事業については令和6年度、国による介護報酬が減額改定されたことなどを背景として、恒常的な収支不足が今後も継続することが懸念され、人材確保を含め将来的に収支改善が見込めないことなどから、事

業の終期設定について機関決定をいただいたほか、端野デイサービスセンター事業については、市の財政健全化計画の中で令和7年度を以って指定管理の廃止が決定されました。

事業の終期設定に伴い、利用者ならびに関係事業者、及び関係職員には多大なご不便とご迷惑をかけることとなりますが、端野デイサービスセンター事業については、市の責任において今後のあり方について協議を継続するとともに、利用者の混乱を招かないよう市と連携を図りながら、柔軟かつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

重点方針

(1) 地域福祉事業の推進

第4期地域福祉活動計画の最終年となる令和7年度は、基本目標である「ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり」の推進への評価と、第5期地域福祉活動計画の策定に向け、関係機関と連携・情報共有を行ない、北見市の地域福祉計画と連動を図る計画策定に取り組みます。

いきいきふれあいサロン事業や地域支え合い事業（互近助サービス）では、サロン団体の運営継続に支援を行ない、地域支え合い事業は北見市と共催による地域支え合いサポーター養成講座を開催し、協力会員としての担い手育成と人材の定着に注力していきます。

ボランティア活動においては、令和6年度に実施した福祉教育のアンケート調査を基に若年層への働きかけと通信アプリ LINE でのアプローチを強化し、ボランティアの発掘と定着に向けた人材確保と体制整備に取り組み、ボランティア活動の推進を図ります。

併せて、北見市災害ボランティアセンターの体制整備として、災害時支援協定を結んでいる関係機関と協力・連携して、連携会議の開催やセンターの設置訓練に取り組みます。

北見市から受託している3地域包括支援センターは、継続的に互いの課題等の共有を図りながら、第2層協議体と生活支援コーディネーターが協働しての地域における支え合いの仕組みづくりに向けた支援として、団体や学校との協力・連携体制の構築に取り組みしていきます。また、オレンジカフェやオレンジガーデニングプロジェクトなど、認知症高齢者に対する地域理解を深めるための取り組みにも積極的に取り組んでいきます。

そのほか、3地域包括支援センターの新規事業として、多くの情報を効率的に地域へ発信するために通信アプリ LINE を活用し、地域の関係事業所や町内会等へのスムーズな情報発信に取り組みます。

(2) 権利擁護体制の強化

北見地域定住自立圏形成協定を基盤に、令和4年4月から北見市、訓子府町、置戸町を対象とした成年後見制度の普及と利用促進に関する広域型の中核機関「北見地域成年後見中核センター」を受託し、令和5年4月からは後見人等受任候補者を検討する審査検討会に津別町を加えて審査するなど、圏域における権利擁護支援に関する地域連携ネットワークをより強化するとともに、効果的な事業運営と審査検討機能の平準化等に取り組んでまいりました。

令和7年度は、これまでに把握した地域課題を踏まえ、親族等による支援を見込

むことができない成年後見制度利用を必要とする住民が、後見人等の就任までの間、安心して生活を継続できるよう各種支払いや預金通帳等の保管など、金銭管理事務を一時的に行う事業を創設します。

センター機能の一つである「苦情受付対応」については、これまでの対象圏域に津別町を加え、本人や親族、関係機関等から寄せられる制度や後見人等に関する要望等の声を丁寧にお伺いするとともに解決に向けて対応する体制を広域化することや、成年後見制度を利用する方がメリットを実感できる制度運用としていくために、対応等を積み重ねながら運営委員会等により制度運用改善に向けて検討し、意思決定支援を基盤とした成年後見制度利用促進を含む権利擁護をさらに推進するとともに、オホーツク圏域の中核都市に設置されている社会福祉協議会が運営する中核機関としての役割を意識して広域事業に取り組んでまいります。

生活支援事業では、お金のことや仕事のこと、またひきこもり状態にある方に関することなどの生活に困りごとを抱える人が相談方法を選択できるように、電話・来所・訪問による相談対応のほか、フリーダイヤルやLINEによる相談受付、また臨時相談日を開設し、困りごとが深刻化、複雑化する前に相談できる環境整備と、適切な時期に専門職や関係機関等が課題解決に向けて携わることをもって、市民の権利擁護に資するよう積極的な取り組みを継続して進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響等により生活相談は増加しています。このため、生活福祉資金特例貸付金の返済に関する困りごとを含め、様々な相談を受け止めるとともに、自立相談支援との関わりや他制度・機関との円滑な連携は勿論のこと、支援を必要とする人の早期発見や必要な対応の検討に資するよう、実態調査や広報等の強化に努めるほか、令和6年度に創設した「(通称)スマサポ事業」を活用し、就労や生活の安定を支援します。

ひきこもり状態にある人や家族に関する取り組みでは、令和6年度に引き続き有識者の協力を得て、また関係機関との協働を意識しながら「居場所づくりモデル事業」に継続して取り組むほか、事業通称「北見市ひきこもり相談センター「ふらっと」」を活用し、生活上の様々な困りごとに対応する相談機関であることに加えて「ひきこもり状態にある人や家族に対応する相談機関」であることが事業を必要としている人に届くように、様々な広報媒体等を活用しながら効果的な周知となるよう努め、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ(伴走型支援)」また「意図的な生活課題の発見と対応を目指すアプローチ(アウトリーチ)」にバランスよく取り組んでまいります。

法人後見事業では、北見市における権利擁護の推進と支え合いのある温かな地域づくりに向けて、法人として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)に就任するとともに、市民・町民後見人養成研修を修了し、成年後見制度の基礎知識と、何より地域福祉への想いのある法人後見支援員と一緒に被後見人等の生活を支えていくほか、親族後見人や市民後見人等が安心して職務を遂行できるよう後見等監督人にも就任し後見等事務を支援します。また、判断能力が低下していないうちに、本人の意思と選択により将来後見人となる人をあらかじめ選任しておく任意後見契約等(見守り契約や死後事務委任契約等を含む移行型任意後見契約)について、特に身寄りがない、協力を願う親族がいないなどの不安や悩みを抱える住民の増加に対応できる地域における支援体制基盤の安定に資するよう取り組むほか、福祉専門職による支援が必要と認められる受任要請に対応し、市内専門職後見受任体制を下支えするとともに、安定した制度運用に資するよう、関係機関等と連携、協働のもと後見事務に継続して取り組みます。

また、当協議会が行う法人後見事業をわかりやすくお伝えするため、パンフレットやホームページ等を新たに作成し、支援を必要とする人が制度と事業を理解できる、また選択することができるように資料整備に取り組みます。

(3) 安定的法人運営の推進

本会の貴重な財源である会費や寄附金、募金等は、人口減少や物価高騰、長引く地方経済の低迷の影響により、減少傾向に歯止めがかからない状況にあります。また、事業を終了することといたしましたデイサービスセンター及びヘルパーステーションでは利用者の移行に伴う介護報酬収入の減少が見込まれます。さらに、収入の6割を超える補助金及び委託費を依存している北見市においては財政健全化を進める厳しい財政状況であることから、補助基準や委託費用の内容について、当会として大きな影響を受けかねないことから、これまで以上に成果を意識して取組を進め、北見市と協議を続けてまいります。

このため、収入増にむけて、新たな収益事業、公的な補助金や民間の助成金の活用、資産運用など多様な資金調達の研究を引き続き進めてまいります。

在宅福祉事業において、居宅介護支援事業所では新規採用が叶わず厳しい状況が続いていますが、求人を継続するとともに、介護保険制度改正における担当件数上限の引き上げに基づく業務改善に取り組み介護報酬収入の増額を目指してまいります。

端野デイサービスセンター及びヘルパーステーションにおいては、事業終了にむけた利用者の移行及び従事職員への対応につきまして、必要に応じて保険者の北見市や関係機関等の協力を得ながら誠実に進めてまいります。

また、働き方改革、雇用年齢の引上げ、給与の引上げなど様々な処遇改善に取り組みましたが、労働条件における課題は山積していることから、全国・全道の動向を注視し、課題解決に努めてまいります。

事業推進計画

I. 地域福祉事業

地域福祉事業では、いきいきふれあいサロンの運営及び新規団体への支援を行ないサロン団体の定着化に取り組みます。

また、地域支え合い事業（互近助サービス）の利用促進に向け、北見市との共催による地域支え合いサポーター養成講座を軸とした協力会員の登録促進を図ります。

4者で構成している地域福祉活動合同推進本部（民協・自治連・北見市・社協）事務局会議や小地域ネットワーク研修会など、本所および各支所が関係団体とのネットワーク構築を図りながら、地域支え合いの取り組みに向けた住民への周知・啓発を図ります。

ボランティア活動については、令和5・6年度に実施したアンケート調査の結果を基に、車いす体験や高齢者疑似体験学習などの福祉教育への取り組みとボランティア活動の推進を SNS ツールの活用により若年層への働きかけを強化していきます。

地域包括支援センター事業では、第2層協議体と生活支援コーディネーターが協働しての地域における支え合いの仕組みづくりに向けた新たな担い手の発掘・育成や、町内会・団体、学校等との連携強化に努めていきます。

1. 高齢者福祉事業

- (1) 高齢者団体福祉活動助成事業（本所）
- (2) 一人暮らし高齢者団体への支援（本所）
- (3) 地域支え合い事業（互近助サービス）（本所・常呂・留辺蘂）
- (4) 地域支え合いサポーター養成講座の開催（北見市との共催）
- (5) ふれあいサービス事業（端野・常呂・留辺蘂）

| 区分 | 事業名 | 回数 |
|-----|-------------------------|------|
| 端野 | ふれあい食事会 | 年2回 |
| | ふれあいバス旅行 | 年1回 |
| | 声かけ訪問（または電話） | 月1回 |
| | 愛の訪問（登録者への誕生日祝品贈呈） | 随時 |
| | その他（個人・団体からの寄贈品の宅配等） | 年3回 |
| 常呂 | ふれあい食事会 | 年4回 |
| | ふれあい郵便（誕生カード・暑中見舞い・年賀状） | 年3回 |
| | 安心訪問 | 年4回 |
| 留辺蘂 | いきいきふれあいの集い（運営委員会方式） | 年18回 |

2. 障がい者福祉事業

- (1) 障がい者自立者表彰
- (2) ふれあい広場（本所、端野・常呂・留辺蘂）

| | | | |
|-----|---------------------|-----|---------|
| 本所 | 団体の活動展示（一部販売）、福祉体験等 | 年1回 | 実行委員会形式 |
| 端野 | 福祉講座 | 年1回 | |
| 常呂 | みんなの広場 | 年1回 | 実行委員会形式 |
| 留辺蘂 | 秋まつりチャリティーバザー、芸能発表会 | 年2回 | 実行委員会形式 |

- (3) ワークサポート事業（常呂）

3. 児童・青少年福祉事業

- (1) 子ども会活動への支援

4. 小地域ネットワーク事業（一部、北見市受託事業）

- (1) 地域福祉活動合同推進本部の運営（本所）

- ①地域福祉活動合同推進本部事務局会議の開催

- (2) 町内会（自治会）福祉活動の推進

- ①町内会福祉活動助成事業（本所）（R7 見込 1 単位町内会）

- ②町内会福祉活動助成事業（端野）（R7 見込 8 自治連合会）

- ③町内会福祉活動事業への支援（常呂）（R7 見込 1 単位町内会）

- ④小地域ネットワーク研修会（留辺蘂）※留辺蘂自治会協議会と共催

- (3) サロン事業の推進

- ①いきいきふれあいサロン事業（R6 実績：38 団体助成・3 団体登録のみ）

- ②いきいきふれあいサロン事業代表者会議（本所）

5. 結婚相談事業

- (1) 結婚相談所の運営及び結婚相談事業の推進

- ①結婚相談員連絡会議の開催（年 11 回）

- ②ふれあい交流会の開催（年 2 回）

6. 地域援助事業

- (1) 会員弔意事業（端野・常呂・留辺蘂）

| | |
|-----------|-----------------|
| 端野・常呂・留辺蘂 | 弔意品（ろうソク・線香セット） |
|-----------|-----------------|

7. 共同募金助成事業

- (1) 助成事業及び見舞金贈呈事業

| 区分 | 本所 | 端野 | 常呂 | 留辺蘂 |
|---------------------------|-------|------|------|-------|
| 福祉団体等運営費助成事業 （R7 見込） | 27 団体 | 1 団体 | 1 団体 | 1 団体 |
| 歳末たすけあい見舞金贈呈事業 （R6 実績） | 96 世帯 | 2 世帯 | 1 世帯 | 18 世帯 |
| 福祉団体等歳末助成事業 （R6 実績） | 17 団体 | | | |

8. 福祉ショップ事業（本所）

- (1) みんなのふれあい福祉ショップ『えがお』の運営（管内の 8 法人・8 施設が出店）

9. ボランティア事業（一部、北見市受託事業）

- (1) ボランティア市民活動センターの運営

- ①ボランティア市民活動センター運営委員会の開催（本所・常呂）

- ②ボランティア派遣需給調整業務の推進・効率化

- ア. LINE 公式アカウントによる調整業務の効率化

- イ. ボランティア市民活動センターや活動の周知拡大を図る

- ③ボランティアアシスタント・ボランティアアドバイザー業務の推進

- ④ボランティアサロン等の実施

| 区分 | 事業名 | 回数 |
|----|---------------------|-------|
| 本所 | ボランティアサロン・ボランティアカフェ | 年 3 回 |
| 端野 | ボランティアサロン（絵手紙作成等） | 年 6 回 |

- ⑤スマイル届け隊（出張講座等）の推進

- ⑥個人・団体ボランティアとの交流・情報交換の場づくり（端野・常呂・留辺蘂）

⑦支え合いの地域づくりを推進するボランティア活動支援

| 事業名 | 区分 | | 回数 |
|---------|-----|-------------------------------------|-----|
| 思いやり届け隊 | 本所 | 外窓ふきボランティア／北部地区地域包括支援センターとの共催及び単独開催 | 年1回 |
| | 留辺蘂 | 外窓ふきボランティア／留辺蘂・温根湯地区地域包括支援センターとの共催 | 年1回 |
| まごの手届け隊 | 常呂 | 外窓ふきボランティア／常呂地区地域包括支援センターとの共催 | 年2回 |

⑧物品寄附の受入れ

(2) ボランティア登録事業の推進

- ①個人・団体および災害ボランティアの登録促進
- ②登録説明用パンフレットの整備・活用
- ③ボランティア活動保険及びボランティア行事用保険の加入促進

(3) 養成・研修事業の推進

①各種ボランティア講座の開催

| 区分 | 講座名 | 回数 |
|-----|-------------------------|-----|
| 本所 | ボランティア入門講座 | 年1回 |
| | 車いす・ガイドヘルプ講座 | 年1回 |
| | 傾聴ボランティア講座 | 年1回 |
| | ボランティアアシスタント・アドバイザー養成講座 | 年1回 |
| 端野 | ボランティア養成講座 | 年1回 |
| 常呂 | ボランティア養成講座 | 年1回 |
| 留辺蘂 | ボランティア養成講座 | 年1回 |
| | 地域の担い手交流研修会 | 年1回 |

②その他、各種研修会・大会への派遣・参加

(4) 福祉教育推進事業

- ①福祉教育実践校（2校）・ボランティア協力校（20校）事業の推進
- ②小中学校・高等学校における総合学習（福祉教育）及び、専門学校・大学のボランティア実習支援
- ③学生ボランティア活動への支援

(5) 市民啓発推進事業の実施

①多様な広報媒体を通じた積極的な情報提供

| 区分 | 広報名 | 回数 |
|------|---|------|
| 本・支所 | パンフレット・ホームページ・フェイスブック・ジモティー・LINE 公式アカウントによる情報提供（再掲） | 随時 |
| 本所 | 個人・団体登録ボランティア情報紙「散歩道」 | 年12回 |
| | 北見市ボランティア市民活動センター情報紙「スマイル」 | 年3回 |
| | 視覚障がい者情報紙「まど」 | 年6回 |
| 端野 | 社協だより地域版と併せた広報・啓発活動 | 年3回 |

| | | |
|-----|---------------------|-------|
| 常 呂 | ボランティア情報紙「ぺったんこ」 | 年 6 回 |
| 留辺蘂 | 社協だより地域版と併せた広報・啓発活動 | 年 3 回 |

- ②各種啓発チラシの作成・配布
- ③児童・生徒福祉作文コンクールの実施
- (6) 災害ボランティアセンターの体制構築
 - ①北見市防災総合訓練への参加
 - ②北見市災害ボランティアセンター設置及び運営に係る協定書に関する詳細についての市との協議
 - ③資機材整備
 - ④設置・運営訓練の実施
 - ⑤運営にかかる研修事業への参加
 - ⑥市民及び災害ボランティア活動団体との協働
 - ⑦北見青年会議所との連携
- (7) 調査・研究事業の実施
 - ①ボランティア等社会資源に関する実態調査の実施

若年層のボランティア活動の人材を発掘すること及びボランティア市民活動センターのPRを目的に、市内高等学校及び専門学校・大学を対象にグループフォームを活用したアンケート調査の実施

- (8) 関係団体との連携
 - ①ボランティア団体に対する活動支援・協働
 - ②視覚障がい者「おしゃべりの集い」に対する活動支援（本所）
 - ③重度身体障がい者「スマイル@カレッジ」に対する活動支援（本所）
 - ④北見市端野地区赤十字奉仕団総会への参加等（端野）
- (9) オホーツク管内ボランティア活動の促進
 - ①オホーツク圏ボランティア活動推進会議等への出席

10. 福祉人材バンク事業の推進（本所）（北海道社会福祉協議会受託事業）

- (1) 啓発・広報事業の実施
 - ①広報媒体を利用した求職・求人募集広告の掲載（毎月）
 - ②インターネットによる求人情報の提供（随時更新）
 - ③バンクニュースの発行（適宜）
 - ④介護助手普及に係る事業所訪問
- (2) 養成・研修事業の実施

| 事業名 | 内 容 | 回 数 |
|--------------|--------------------------|--------|
| 福祉マンパワー活用講習会 | 介護技術講習会など各種研修会 | 年 1 回 |
| 福祉職場説明会 | 福祉養成校との共催 (介護職版・保育士版) | 年各 1 回 |

- (3) 需給調整事業の実施
 - ①求人・求職の開拓・登録及び就労の促進
 - ②求職登録者への情報提供（毎月）と福祉サービスに関する相談
 - ③キャリア支援専門員の配置及び継続した就労支援の推進
- (4) 関係機関との連携
 - ①北海道福祉人材センター及び道内各福祉人材バンクとの連携
 - ②ハローワークとの連携及び出張相談の実施
 - ③各種研修会・連絡会議への参加

- 1 1. 要援護高齢者等福祉サービス事業（北見市受託事業）
 - (1) 緊急通報システム設置事業
 - (2) 除雪機貸与事業
- 1 2. 重度身体障がい者移送サービス事業（本所）（北見市受託事業）
 - (1) リフト付バス移送サービス事業の実施
 - (2) 安全・安心の移送サービス業務のための講習会・連絡会議の開催
- 1 3. 障がい者社会参加促進事業（芸術・文化講座）（本所）（北見市受託事業）
 - (1) 内容：水泳・歌謡・民謡・詩吟・革工芸・絵手紙・視力障がい者パソコン・健康太極拳・スポーツ
- 1 4. コミュニケーション支援事業（本所）（北見市受託事業）
 - (1) 点訳及び朗読奉仕員の養成講座の実施
- 1 5. 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業（本所）（北見市受託事業）
 - (1) 入居者からの生活相談への対応
 - (2) 訪問及び電話による安否確認（朝・夕）
 - (3) 生活困難時の一時的な家事援助
 - (4) 緊急時の連絡体制の整備と対応
 - (5) 入居者への各種講座や交流会
- 1 6. 地域包括支援センター事業（本所・常呂・留辺蘂）（北見市受託事業）

北部地区地域包括支援センター（本所）
 常呂地区地域包括支援センター（常呂）
 留辺蘂・温根湯地区地域包括支援センター（留辺蘂）

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務の推進
 - ①利用者の希望を最大限に活かした介護予防プランの作成と評価
 - ②介護予防プラン作成にかかる業務の一部委託
 - ③介護保険の要介護認定調査の実施
 - ④介護予防事業活用状況確認と効果の評価
 - ⑤状態の維持及び改善にかかる支援
- (2) 総合相談・支援事業の推進
 - ①総合相談の実施及び支援
 - ②地域資源を活用したネットワークの構築
 - ③地域住民等に対する啓発活動の推進
 - ④担当地域内に居住する高齢者に対する支援体制の構築
 - ⑤地域の高齢者実態把握調査の実施
 - ⑥保健・福祉サービスにかかる各種申請の受付及び代行
 - ⑦福祉サービスにかかる利用計画書の作成
- (3) 権利擁護事業の推進
 - ①総合相談の実施及び支援
 - ②高齢者の虐待予防・早期発見及び成年後見人等権利擁護に関わる制度の啓発及び相談支援
 - ③地域見守り・支援体制による予防並びに早期発見と支援
 - ④消費者被害防止にかかる必要情報の収集と提供
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務の推進
 - ①地域包括ケアシステムの構築にかかる地域ケア会議の推進
 - ②包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築における関係機関との連携
 - ③介護支援専門員の課題等に対するアドバイス

- ④支援困難ケース等の支援
- (5) 介護教室事業・介護者交流事業の実施（常呂）
- (6) 多職種連携によるネットワークの構築
- (7) 生活支援体制整備事業の推進
 - ①地域の高齢者支援ニーズ及び地域資源の把握と開発
 - ②生活支援・介護予防サービスの資源開発
 - 【R7 新規】運動主体の通いの場づくり（常呂）
 - 住民主体の「通いの場」の開催（留辺蘂）
 - ③支援やサービスの担い手となるボランティア等の育成
 - ④高齢者等が担い手として活躍する場の確保
 - サロン間交流事業の開催（常呂）
 - ⑤関係者間のネットワーク化・連携・協働による取組の推進
 - ⑥多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組の推進
 - ⑦地域の高齢者支援ニーズとサービスのマッチング
 - ⑧【R7 新規】LINE公式アカウントの開設・運用
- (8) 認知症総合支援事業の推進
 - ①認知症に関する相談支援及び課題整理、支援体制の構築
 - ②認知症初期集中支援チームとの連携、チーム員会議への出席
 - ③認知症サポーター養成講座の開催
 - ④認知症サポーターステップアップ講座の開催
 - ⑤認知症サポーターによる地域活動への支援
 - ア. オレンジガーデニングプロジェクト（留辺蘂）（【R7 新規】北部・常呂）
 - ⑥あったか見守り声掛け体験会の開催
 - ⑦キャラバンメイトとの連携及び支援

キャラバンメイトとは
認知症サポーター養成講座の講師を務める方。

- ⑧認知症ケアパスの普及

認知症ケアパスとは
認知症の症状に応じ、いつ、どこで、どのようなサービスを利用できるかをわかりやすくまとめたもの。

- ⑨認知症の人や介護者などが交流できる認知症カフェ等の開催
 - ア. オレンジカフェの開催
 - イ. オレンジマルシェ（オレンジカフェと同日）の開催（留辺蘂）
- ⑩認知症に関係する家族会、カフェ、研修会等の周知、支援、参加
 - ア. 図書館と連携した認知症普及啓発事業の実施（北部・留辺蘂）
 - イ. 認知症フォーラムの開催（留辺蘂）
- ⑪医療、介護等関係機関との連携及びネットワーク構築
- ⑫認知症疾患医療センター（日赤）や精神科医療機関、もの忘れ外来実施医療機関との連携及びネットワーク構築
- ⑬病院、地域等で開催される事例検討など多職種連携研修会への参加
- ⑭認知症に関するボランティア、団体、事務所との連携、支援、普及啓発
 - ア. ボランティア、福祉事業所等と連携した認知症普及啓発事業の実施
- ⑮認知症予防事業（元気アップ講座等）への関わり
- (9) 認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応の推進
- (10) 地域包括支援センターに関する広報活動
- (11) 法人内3包括による情報交換会の開催

17. 端野地区在宅介護支援センター事業(北見市受託事業、医療法人再受託事業)

- (1) 地域の高齢者実態把握活動及び相談・支援
- (2) 保健・福祉サービスの情報提供及び啓発
- (3) 各種研修会や地域包括ケア会議への参加
- (4) 東部・端野地区地域包括支援センター及び他事業所等との連携
 - ①東部・端野地区地域包括支援センター主催講座等への地域福祉関係者(端野地域福祉推進委員・ボランティア団体・サロン実践者等)への参加促進

18. その他の事業

- (1) 第4期地域福祉活動計画の推進及び第5期地域福祉活動計画の策定への取り組み
- (2) 広報活動の推進
 - ①社協だよりの発行
 - ア. 全市版(年3回本所)
 - イ. 地域版(年3回端野・留辺蘂)(年6回常呂)
 - ②ホームページ・フェイスブック等による情報発信(随時)
- (3) 自主財源造成事業

| | | |
|-----|----------------|---------|
| 本 所 | 新たな自主財源確保事業の検討 | 独自事業 |
| 常 呂 | ふれあいパーティー | 実行委員会形式 |

- (4) 共同募金運動への積極的な協力
 - ①赤い羽根共同募金運動への協力
 - ②歳末たすけあい募金運動への協力
 - ③北見市共同募金委員会の運営への協力
- (5) 福祉団体事務・事業への協力

| 区 分 | 福 祉 団 体 名 |
|-----|---|
| 本 所 | 北見市共同募金委員会・北見市共同募金委員会北見地区委員会 |
| 端 野 | 北見市共同募金委員会端野地区委員会・北見市遺族会(端野地域)・北見市老人クラブ連合会端野支部 |
| 常 呂 | 北見市共同募金委員会常呂地区委員会・北見市遺族会(常呂地域)・北見市老人クラブ連合会常呂支部 |
| 留辺蘂 | 北見市共同募金委員会留辺蘂地区委員会・北見市遺族会(留辺蘂地域)・北見市老人クラブ連合会留辺蘂支部・北見地区保護司会留辺蘂分区 |

- (6) 備品貸出事業

| 区 分 | 貸 出 備 品 |
|-----|--|
| 本 所 | 高齢者疑似体験セット・視聴覚教材(ビデオ・DVD等)・行事用テント・プロジェクター・スクリーン等 |
| 常 呂 | 車いす・歩行器・ベビーベッド・ベビーバス・チャイルドシート・行事用テント等 |
| 留辺蘂 | 車いす・行事用テント |

II. 生活支援事業

生活困窮やひきこもりなど、さまざまな悩みや困りごとの相談をお受けし、その解決と社会的な自立が図られるよう、関係機関等との連携のもと包括的かつ継続的な支援に努めるとともに、潜在的な困りごとや将来的な生活課題を早期に発見し、必要な支援等を検討できるよう周知の強化や訪問等による積極的な相談対応を進めます。また、気兼ねなく相談していただけるよう相談専用フリーダイヤルをはじめ、Eメール、LINE（ライン）等のソーシャルメディアを活用した相談をお受けするなど、相談者の状況や希望に応じた柔軟な相談支援に継続して努めます。

「ひきこもり相談センター「ふらっと」」では、ひきこもり状態にある人や家族を対象とした居場所づくりについて、令和6年度に引き続き有識者の助言を得て、また、関係機関と連携・協働しながら実施します。

1. 生活福祉資金貸付事業（北海道社会福祉協議会受託事業）

本貸付制度は、北海道社会福祉協議会を実施主体として、本会が窓口となって実施しています。低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、必要に応じて就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行うとともに、民生委員児童委員との連携のもと資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

また、潜在的な困りごとや将来的な生活課題を有する住民に対して、適切な時期に専門職等による相談支援が行われるよう、債権管理事務担当職員を配置し、実態の把握や周知の強化、訪問等による積極的な対応を進めます。

- (1) 生活福祉資金及び特別生活資金の相談及び申請受付
- (2) 関係機関との連携、連絡、調整等業務
- (3) 貸付金滞納者に関する借受人及び借受人の属する世帯等調査ならびに償還勸奨業務
- (4) 臨時相談時間、相談日の設定（時間外および土・日曜日等相談対応日の設定）
- (5) 制度の普及・啓発に向けた取り組みの推進
 - ①社協だより、ホームページ、フェイスブックページ、権利擁護支援ネットワークニュースレター等による周知
 - ②【新規】関係機関職員を対象とした日常生活自立支援事業及び生活福祉資金貸付制度の理解度等に関する実態調査（取組に向けた基礎資料の収集）
- (6) フリーダイヤルによる生活困窮者等困りごと相談対応事業
- (7) 相談窓口紹介カードの作成及び設置（配布）
- (8) 携帯電話使用環境の提供による就労等支援事業
- (9) 食材寄付受給管理システム利用による安定的かつ確実な需給調整業務

2. 安心サポート事業

生活困窮などのさまざまな課題を抱え、特に制度の狭間にあるなど既存の制度では十分に生活を支えることが難しい人に対して、北見市自立支援センターや北見市等関係機関との連携のもと、生活の安定に向けた相談支援を行うとともに、現物給付による経済的援助を行います。

- (1) 相談支援及び経済的援助

3. 相談事業

- (1) 福祉総合相談事業の実施（心配ごと相談）
- (2)（再掲）フリーダイヤルによる生活困窮者等困りごと相談対応事業

4. 生活困窮者自立支援事業等（北見市受託事業）

- (1) 生活困窮等に関する総合相談及び支援
- (2) 家計改善支援の実施
- (3) 就労支援の実施

- (4) アウトリーチ等の充実によるひきこもり支援事業の実施
(通称：北見市ひきこもり相談センター「ふらっと」)
- ①対象者に合わせた柔軟な相談対応や積極的な支援の実施
 - ②ひきこもり状態にある人や家族を対象とした居場所づくりモデル事業の実施、及び有識者による助言・指導（内部学習を含む）
 - ③センター所在と役割の理解醸成に向けた取り組み
 - ア.【新規】ひきこもりサポーター養成研修の実施検討

住民に対して、ひきこもり状態にある人や家族に関する理解を醸成することや、住民による具体的な活動の可能性等について検討するにあたり、道内におけるひきこもりサポーター養成研修の実施状況等を情報収集するとともに有用性等について検討を行う。
 - イ. 市内コンビニエンスストアへのセンターパンフレット、窓口紹介カードの配置依頼
 - ④利用しやすいと感じていただける相談窓口とするための取り組み
 - ア. 相談窓口紹介カードの作成及び配置（配布）
 - イ.（再掲）臨時相談時間、相談日の設定（時間外および土・日曜日等相談対応日の設定）
 - ウ.（再掲）フリーダイヤルによる生活困窮者等困りごと相談対応
 - ⑤NPO 法人ワークフェアによる就労準備支援事業や、ハローワークによる生活保護受給者等就労自立促進事業等との、より円滑な連携に向けた研修会等の実施
- (5) ケース検討会議及び支援調整会議の開催
- (6) 関係機関との連携及びネットワークの構築
- ①生活困窮・ひきこもり等の支援に関する関係機関会議への出席
 - ②北海道生活困窮者支援ネットワーク『どうねっと』への参加
 - ③オホーツク管内自立相談支援機関との連携
 - ④教育関係機関との連携
- (7) 生活困窮者自立支援制度の普及啓発

5. 法人後見事業

北見市における権利擁護の推進に資するよう、法人として成年後見人等を受任し、法人後見支援員とともに被後見人等の支援に努めます。

- (1) 法人による後見等の受任および後見等監督の受任

| 年 度 | 後見人等受任件数 | 後見等監督人受任件数 |
|--------|----------|------------|
| R7 見込数 | 85 件 | 5 件 |

- (2) 社会福祉専門職による後見事務対応を必要とする案件の受任
- (3) 法人による任意後見・事務委任契約の受付及び締結
- (4) 法人後見支援員の登録と活動支援
- (5) 法人後見委員会の開催
- ①法人後見人等受任ケースの検討
 - ②市民による個人受任への移行検討
 - ③任意後見・事務委任契約を希望するケースの必要性、妥当性等の検討
- (6) きたみ市民後見人の会の活動支援
- (7)【新規】法人後見事業パンフレット作製及びホームページ改修

6. 北見地域成年後見中核センター事業(北見市受託事業)

成年後見制度利用促進法および同基本計画の趣旨に沿い、成年後見制度を含む権利擁護を必要とする人が適切な時期に、また安心して制度利用できるように、権利擁護支援を基盤とした地域連携ネットワーク醸成に取り組むとともに、ネットワークの核として、家庭裁判所や一次相談機関、医療機関など関係機関との協働・連携により相談支援等を行います。

また、障がい者や認知症高齢者等が希望する生活を社会全体で支える地域共生社会の実現に意識して取り組むにあたっては、市民・町民後見人養成研修を基点とし、住民による権利擁護に関する機運を高めるとともに、主体的に関わることができるよう、市民・町民後見人の活動を支援します。

受任者職性等を検討する審査検討会においては北見市・訓子府町・置戸町・津別町における成年後見制度利用促進に向けた効果的な事業運営と審査検討機能の平準化等に取り組みます。

(1) 成年後見制度に係る相談及び支援

(北見市・訓子府町・置戸町・津別町(【新規】苦情受付対応のみ))

(2) 意思決定支援に向けた取り組みの推進

本人の意向を尊重し、最も適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するため事前面談(マッチング)の実施

(3) メリットを感じられる制度運用に向けた取り組みの推進

① 家庭裁判所、行政、職能団体等との連携

② 【新規】成年後見制度、日常生活自立支援事業利用を前提とした事務管理事業の新設

親族等より支援が見込めない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、判断能力が不十分となり金銭等の管理が困難となった際に、要支援者の生命、健康及び財産の保護を図るため、民法(明治29年法律第89号)第697条(事務管理)及び第698条(緊急事務管理)の規定に基づき、成年後見人等の就任または日常生活自立支援事業利用開始までの間、預金通帳等の保管を含む金銭管理事務を緊急的に行う事業を新設します。

(4) 【新規】成年後見制度利用促進に向けた取り組みの推進

関係機関職員を対象とした日常生活自立支援事業及び生活福祉資金貸付制度の理解度に関する実態調査(取組に向けた基礎資料の収集)

(5) 成年後見制度の普及啓発

① 権利擁護研修会の開催(訓子府町民・置戸町民対象)

② 相談専用フリーダイヤルの運用

③ 社協だより、ホームページ、フェイスブックページ、権利擁護支援ネットワークニュースレター(年3回)等による周知

(6) 市民・町民後見人の育成と活動支援

① 第10期市民・町民後見人養成研修の開催

| | |
|-----|---|
| 講師 | 専門職や関係機関等の職員 |
| 日程等 | 対象：北見市・訓子府町・置戸町の住民 日程：8月下旬から10月中旬の日曜日に開催 場所：北見市総合福祉会館 |

② 家庭裁判所に対する市民・町民後見人候補者選考及び推薦

③ 市民・町民後見人個人受任者に対する定期的な助言、支援

④ 市民・町民後見人養成研修修了者に対するフォローアップ研修の開催(年3回)

(7) 運営委員会及び審査検討会の開催

- (8) 地域連携ネットワークの構築
 - ①相談支援機関、医療機関等との連携の推進
 - ②権利擁護支援地域連携ネットワーク会議の開催
 - ③オホーツク管内市民後見人活動交流会への参加・協力
 - ④きたみ市民後見人の会との連携
- (9) 専門職による無料相談日の開設（弁護士・司法書士・社会福祉士）
- (10) 首長申立てに係る手続き支援

7. 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分なため日常生活に不安のある方が地域で安心して生活ができるように福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。また、生活支援員のスキルアップのための研修会を実施するなど支援体制の充実に努めます。

- (1) 福祉サービス利用援助等の実施（見込）
 - 延利用件数：18件
- (2) 生活支援員の登録と活動支援（見込）
 - 登録者数：48人
 - 活動者数：10人
- (3) 日常生活自立支援事業の普及啓発
 - ①ホームページ、フェイスブックページ、広報きたみ等を活用した制度周知
 - ②（再掲）【新規】成年後見制度、日常生活自立支援事業利用を前提とした事務管理事業の新設

親族等より支援が見込めない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、判断能力が不十分となり金銭等の管理が困難となった際に、要支援者の生命、健康及び財産の保護を図るため、民法（明治29年法律第89号）第697条（事務管理）及び第698条（緊急事務管理）の規定に基づき、成年後見人等の就任または日常生活自立支援事業利用開始までの間、預金通帳等の保管を含む金銭管理事務を緊急的に行う事業を新設します。

- ③（再掲）【新規】関係機関職員を対象とした日常生活自立支援事業及び生活福祉資金貸付制度の理解度に関する実態調査
- ④研修会の開催
 - ア. 関係機関職員を対象とした研修会を開催

| | |
|----|---------------|
| 回数 | 年1回 |
| 対象 | 医療・福祉・行政等関係職員 |

- イ. 生活支援員研修会の開催

| | |
|----|---|
| 回数 | 年1回 |
| 講師 | 道内の福祉専門職等 |
| 対象 | 生活支援員を対象（市民・町民後見人養成研修修了者向けフォローアップ研修を兼ねる。） |

III. 在宅福祉事業

介護保険サービス事業全体として、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、利用される方及びご家族の方々の気持ちに寄り添い、様々な医療・保健・福祉等の他職種機関との連携を図り、信頼いただける良質な介護サービスの提供に取り組んでまいります。

また、訪問時等のマスク及び使い捨てグローブ着用、手指消毒による基本的な感染予防・防止対策を講じ、安心してサービスを利用いただけるように努めます。

1. ヘルパーステーション事業（介護保険事業他）

(1) 訪問介護業務の実施

| | |
|------------|-----------------------|
| ①介護保険サービス | 介護保険事業 |
| | 介護予防・日常生活支援総合事業 |
| ②障がい福祉サービス | 障害者総合支援事業 |
| | 地域生活援助事業（移動支援） |
| ③子育て支援サービス | 子育て世帯訪問支援事業 |
| | ひとり親家庭等日常生活支援事業(生活援助) |
| ④その他のサービス | 福祉有償運送事業（本所、常呂） |
| | 自己負担等による訪問介護事業 |

(2) その他の取り組み

- ①関係機関・事業所等との連携
- ②事業所として介護サービス情報の公表

(3) 事業所終了に向けた取組

- ①利用者の他事業所への移行事務
- ②事業所終了に向けた手続き等事務

2. 居宅介護支援事業（中央地区、常呂地区）

- (1) 居宅サービス計画の作成及びサービスの利用管理
- (2) サービス利用関係者によるケアカンファレンスの実施及び参加
- (3) サービス利用にかかるモニタリングの実施
- (4) 介護保険サービス利用にかかる代行申請業務の実施
- (5) 居宅生活にかかる相談・情報提供
- (6) 要介護認定調査の実施
- (7) 福祉サービスにかかる利用計画書の作成
- (8) 予防給付ケアマネジメント業務等の実施（地域包括支援センターから受託）

3. 端野デイサービスセンター事業

- (1) 介護保険事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- (2) 基準該当生活介護事業及び障がい者日中一時支援事業の実施
- (3) ボランティアの積極的な受入れ
- (4) 介護等体験実習生の受入れ
- (5) 事業所終了に向けた取組
 - ①利用者の他事業所への移行事務
 - ②事業所終了の手続き等事務

4. 三事業共通の取り組み

- (1) 地域包括ケアにかかる会議等への参加
- (2) 職員の資質向上のための研修の実施及び各種研修会への参加
- (3) 事業の健全運営にかかる研究・協議

IV. 法人運営事業

法人運営の要となります事務局職員の体制整備につきましては、事業の終了を決定した端野デイサービスセンター及びヘルパーステーションに従事する職員への処遇に対し誠実に対応するとともに、北見市の財政健全化に影響とする事務事業の減少に伴う適正な人員配置に努めてまいります。

また、財政基盤の下支えとなる会員会費や寄附金の協力への増強にむけ、使途や成果等を分かりやすく周知し、協力者の広報のあり方を研究するとともに、事業内容や財政状況、法人活動における透明性を高め、当会の存在意義を理解いただけるよう取り組みを進めてまいります。

さらに、様々な需要品が価格高騰する社会経済情勢に対し、健全運営を心掛け、財源の確保や事務事業の検証・評価による経費の縮減、基金や積立金の利活用や資産運用、中長期における財政計画等の研究を進め、持続可能で安定した法人経営に努めてまいります。

指定管理施設の運営においては、利用者が安心して利用できるよう感染症や熱中症への必要な対策を講じ、施設の管理業務を実施してまいります。

1. 運営管理事業

(1) 会議の開催

- ①評議員会
- ②理事会
- ③正副会長会議
- ④地域福祉活動合同推進本部会議（本所）、地域福祉推進委員会（端野・常呂・留辺蘂）
- ⑤課長支所長会議
- ⑥係長会議

(2) 財政運営の管理

- ①定例監査及び任意監査の実施
- ②会計顧問の設置

(3) 人事・労務の管理

- ①役職員研修の実施
- ②職員衛生委員会の開催
- ③産業医の設置及び職場巡視の実施
- ④労働時間等設定改善委員会の実施

(4) その他の取り組み

- ①法律顧問の設置
- ②関係機関との連携
- ③福祉実習生の受入（社会福祉士相談援助実習生、留辺蘂高校生のインターンシップ等）
- ④持続可能な財政運営の研究

2. 財政強化事業

- (1) 社協会員加入（普通会员・賛助会員）の拡大・促進
- (2) 寄附金協力に向けた周知活動の促進
- (3) 自主財源確保に向けた検討

3. 指定管理施設事業

(1) 総合福祉会館の運営管理（本所）

- ①高齢者趣味の教室（内容：絵画・書道・囲碁・陶芸・籐工芸）
- (2) 端野デイサービスセンターの運営管理（端野）
 - (3) 老人いこいの家の運営管理（常呂）
 - (4) はあとふるプラザの運営管理（留辺蘂）